

四街道市手数料条例新旧対照表

改正案					現 行				
その2					その2				
種類	名称	区分	単位	金額	種類	名称	区分	単位	金額
1～22 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～22 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1) 建築物（ <u>建築等に係る建築物に限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1のとき 2) 建築物の数が2以上するとき	1 申請につき 同	78,000円 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	23 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1) 建築物（ <u>既存建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1のとき 2) 建築物の数が2以上するとき	1 申請につき 同	78,000円 78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
24 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新築又は増築等の認定	公告認定対象区域内における建築物の新築又は増築等認定申請	1) 建築物（ <u>新築又は増築等に係る建築物に限る。</u> 以下この項において同じ。）の数が1のとき 2) 建築物の数が2	1 申請につき 同	78,000円 78,000円に	24 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は増築等の認定	一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は増築等申請手数料	1) 建築物（ <u>一敷地内認定建築物を除く。</u> 以下この項において同じ。）の数が1のとき 2) 建築物の数が2	1 申請につき 同	78,000円 78,000円に

の申請に対する審査	手数料	以上のとき		1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	物の建築の認定の申請に対する審査		以上のとき		1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
25～36 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	25～36 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
37 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物の <u>住宅部分に係る部分</u> にあつては、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機			37 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（申請に係る建築物が、 <u>住宅の用途のみに供する建築物又は住戸の部分のみを認定の申請の対象とする複合建築物である場合に</u> あつては、		

	関。以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。)により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合							
	1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000円					
					住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関。以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。)により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合			
	1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000円		1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000円	
					2) <u>共同住宅等及び複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものに限る。）</u>			
					ア <u>認定申請対象住戸の数が1戸のもの</u>	同	<u>5,000円</u>	
					イ <u>認定申請対象住戸の数が1戸を超え5戸以下</u>	同	<u>10,000円</u>	

		<p>メートル以上の もの</p>					<p>メートルを超えるもの</p> <p>⑤ 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）</p> <p>ア 建築物全体の住戸の数が1戸のもの</p> <p>イ 建築物全体の住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの</p> <p>ウ 建築物全体の住戸の数が5戸を超えるもの</p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>5,000円に、非住宅部分認定費相当額Aを加算した額</p> <p>10,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認定費相当額Aの合計額を加算した額</p> <p>17,000円に、共用部認定費相当額A及び非住宅部分認</p>
--	--	-----------------------	--	--	--	--	---	----------------------------	---

				定費相当額 Aの合計額 を加算した 額
	2 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録省エネルギー判定機関等により第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のものである場合			
	(1) 一戸建ての住宅			
	ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（誘導仕様基準によるもの）	17,000円		
	イ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（誘導仕様基準によるもの）	19,000円		
				36,000円

	<u>の)</u> <u>ウ 建築物の延べ</u> 同 <u>面積が200平方</u> <u>メートル未満の</u> <u>もの(誘導仕様</u> <u>基準以外による</u> <u>もの)</u>	34,000円			
	<u>エ 建築物の延べ</u> 同 <u>面積が200平方</u> <u>メートル以上の</u> <u>もの(誘導仕様</u> <u>基準以外による</u> <u>もの)</u>	37,000円			
				<u>2) 共同住宅等及び</u> <u>複合建築物(住戸</u> <u>の部分のみを認定</u> <u>の申請の対象とす</u> <u>るものに限る。)</u>	
				<u>ア 認定申請対象</u> 同 <u>住戸の数が1戸</u> <u>のもの</u>	36,000円
				<u>イ 認定申請対象</u> 同 <u>住戸の数が1戸</u> <u>を超え5戸以下</u> <u>のもの</u>	73,000円

	エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	317,000円		エ 建築物の延べ面積が300平方メートルを超えるもの（モデル建物法以外によるもの）	同	317,000円
				(5) 複合建築物（住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。）			
				ア 建築物全体の住戸の数が1戸のもの	同		36,000円
				イ 建築物全体の住戸の数が1戸を超え5戸以下のもの	同		73,000円
				ウ 建築物全体の	同		102,000円
							に、非住宅部分認定費相当額Bを加算した額
							に、共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bの合計額を加算した額

<p>摘要</p> <p>1 <u>モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この摘要において「省令」という。）第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</u></p> <p>2 <u>誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。</u></p> <p>3 <u>複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分に</u></p>		

<u>住戸の数が5戸を超えるもの</u>	<u>に、共用部認定費相当額B及び非住宅部分認定費相当額Bの合計額を加算した額</u>
<p>摘要</p> <p>1 <u>共用部認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</u> <u>(1) 300平方メートル以下の場合 9,900円</u> <u>(2) 300平方メートルを超える場合 17,000円</u></p> <p>2 <u>共用部認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の共用部の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。</u> <u>(1) 300平方メートル以下の場合 115,000円</u> <u>(2) 300平方メートルを超える場合 146,000円</u></p> <p>3 <u>非住宅部分認定費相当額Aとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、</u></p>	

ついてはその単位住戸の数が1である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

- 4 複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物について前号の規定により算定した低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額に相当する額に2分の1を乗じて得た額とする。

次に定める額をいう。

- (1) 300平方メートル以下の場合 9,900円
(2) 300平方メートルを超える場合 17,000円

- 4 非住宅部分認定費相当額Bとは、申請に係る建築物の住宅以外の用途に供される部分の床面積の合計が、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める額をいう。

- (1) 300平方メートル以下の場合(モデル建物法によるもの) 85,000円
(2) 300平方メートルを超える場合(モデル建物法によるもの) 108,000円
(3) 300平方メートル以下の場合(モデル建物法以外によるもの) 255,000円
(4) 300平方メートルを超える場合(モデル建物法以外によるもの) 317,000円

- 5 モデル建物法とは、申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することを確認する計算方法をいう。

- 6 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請

		<p>5 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>					<p>7 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出があった場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。</p>		
38	(略)	(略)	(略)	(略)	38	(略)	(略)	(略)	(略)
39	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>摘要 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。</p>		39	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	<p>摘要 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。</p>	

建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査					建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査				
40・41 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	40・41 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物のエネ			42 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建築物のエネ		

基準に適合していると認められたものの以外のものである場合

(1) 一戸建ての住宅

ア 建築物の延べ同
面積が200平方
メートル未満の
もの (誘導仕様
基準によるも
の)

17,000円

イ 建築物の延べ同
面積が200平方
メートル以上の
もの (誘導仕様
基準によるも
の)

19,000円

ウ 建築物の延べ同
面積が200平方
メートル未満の
もの (誘導仕様
基準以外による
もの)

34,000円

エ 建築物の延べ同
面積が200平方

37,000円

基準に適合していると認められたものの以外のものである場合

(1) 一戸建ての住宅

ア 建築物の延べ同
面積が200平方
メートル未満の
もの

34,000円

イ 建築物の延べ同
面積が200平方
メートル以上の
もの

37,000円

メートル未満のもの（モデル建築物基準Aによるもの）		
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準Aによるもの）	同	108,000円
ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準A以外によるもの）	同	221,000円
エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準A以外によるもの）	同	277,000円
<p>摘要</p> <p>1 モデル建築物基準Aとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この摘要</p>		

メートル未満のもの（モデル建築物基準によるもの）		
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準によるもの）	同	108,000円
ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	221,000円
エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建築物基準以外によるもの）	同	277,000円
<p>摘要</p> <p>1 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ</p>		

において「省令」という。) 第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

2 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。

3 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

4 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

5 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合

2)及びロ(2)に定める基準をいう。

2 共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

3 複合建築物(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等(住戸の部分のみを認定の申請の対象とするものを除く。)と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

4 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、建築物ごとにそれぞれ表に定める額の合

		計額とする。 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。					計額とする。 5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定による申出があった場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、15の項建築物の計画通知手数料に掲げる区分に応じ、それぞれ同項の規定による額を加算した額とする。		
43 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	43 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
44 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 申請に係る建築物が、登録建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」という。）により建			44 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	1 申請に係る建築物が、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この項において「登録省エネ判定機関等」とい		

建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合		
(1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000円
(2) 共同住宅等		
ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000円
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	20,000円
(3) 非住宅建築物		
ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000円
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	16,000円
2 登録省エネ判定		

物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたものである場合		
(1) 一戸建ての住宅	1 申請につき	5,000円
(2) 共同住宅等		
ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000円
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	20,000円
(3) 非住宅建築物		
ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの	同	10,000円
イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの	同	16,000円
2 登録省エネ判定		

	<p>機関等により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）</p> <p>イ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）</p> <p>ウ 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（モデル住</p>	<p>17,000円</p> <p>19,000円</p> <p>34,000円</p>	
	<p>機関等により建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの以外のものである場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>ア 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）</p> <p>イ 建築物の延べ面積が200平方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準によるもの）</p> <p>ウ 建築物の延べ面積が200平方メートル未満のもの（モデル住</p>	<p>17,000円</p> <p>19,000円</p> <p>34,000円</p>	

	宅基準及び仕様 基準以外による もの)			宅基準及び仕様 基準以外による もの)		
	エ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの(モデル住 宅基準及び仕様 基準以外による もの)	37,000円		エ 建築物の延べ同 面積が200平方 メートル以上の もの(モデル住 宅基準及び仕様 基準以外による もの)	37,000円	
	(2) 共同住宅等			(2) 共同住宅等		
	ア 建築物の延べ同 面積が300平方 メートル未満の もの(モデル住 宅基準及び仕様 基準によるも の)	32,000円		ア 建築物の延べ同 面積が300平方 メートル未満の もの(モデル共 同住宅基準及び 仕様基準による もの)	32,000円	
	イ 建築物の延べ同 面積が300平方 メートル以上の もの(モデル住 宅基準及び仕様 基準によるも の)	56,000円		イ 建築物の延べ同 面積が300平方 メートル以上の もの(モデル共 同住宅基準及び 仕様基準による もの)	56,000円	

	ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル住宅基準及び仕様基準以外によるもの）	同	67,000円		ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル共同住宅基準及び仕様基準以外によるもの）	同	67,000円
	エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル住宅基準及び仕様基準以外によるもの）	同	112,000円		エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル共同住宅基準及び仕様基準以外によるもの）	同	112,000円
	3) 非住宅建築物				3) 非住宅建築物		
	ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準Bによるもの）	同	85,000円		ア 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの（モデル建築物基準によるもの）	同	85,000円
	イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建	同	108,000円		イ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの（モデル建	同	108,000円

建築物基準Bによるもの)		
ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの(モデル建築物基準B以外によるもの)	同	221,000円
エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの(モデル建築物基準B以外によるもの)	同	277,000円

摘要

- 1 モデル建築物基準Bとは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この摘要において「省令」という。)第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。
- 2 モデル住宅基準とは、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 3 誘導仕様基準とは、省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 4 仕様基準とは、省令第1条第1項第2号イ

建築物基準によるもの)		
ウ 建築物の延べ面積が300平方メートル未満のもの(モデル建築物基準以外によるもの)	同	221,000円
エ 建築物の延べ面積が300平方メートル以上のもの(モデル建築物基準以外によるもの)	同	277,000円

摘要

- 1 モデル住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準をいう。
- 2 仕様基準とは、建築物エネルギー消費性能

(3)及びロ(3)に定める基準をいう。

5 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

6 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。

基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準をいう。

3 モデル共同住宅基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準をいう。

4 モデル建築物基準とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準をいう。

5 共同住宅等に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を審査の対象とするときは、建築物の延べ面積から共用部分の面積を除いた面積を建築物の延べ面積とみなして算定した手数料の額に相当する額とする。

6 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能認定申請手数料の額は、当該複合建築物を住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分については共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。